

町田都市計画地区計画計画書（参考）

都市計画原町田一丁目地区地区計画を次のように決定する。（1993年8月10日町田市告示第179号）

名称		原町田一丁目地区地区計画			
位置		町田市原町田一丁目及び原町田二丁目各地内			
面積		約1.0ha			
地区計画の目標		町田市の中心市街地の一翼を担う地区において、都市計画道路の整備とあわせ、地区施設の整備と良好な住環境の保全、適正な商業施設等の配置を進めるとともに、潤いのあるまちづくりを目指す。			
区域の整備 関する 開発 方針 及び 保全 に	土地利用の方針	市の中心にふさわしい商業施設等の導入とあわせて、土地の高度利用を誘導するとともに、広場の確保、快適な住環境の維持、増進を図る。			
	地区施設の整備の方針	歩行者空間及び区画道路の整備を中心として地区施設の整備を図る。特に、区画道路1号については、歩車道が分離された幅員12メートルの道路空間を確保した道路整備を図る。			
	建築物等の整備の方針	中心市街地にふさわしい土地の合理的な利用を促進するため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の形態・意匠の制限を行う。			
位置		町田市原町田一丁目及び原町田二丁目各地内			
面積		約1.0ha			
地区 及び 施設 の 配置	道路	名称	幅員	延長	備考
		区画道路1号	12m	約105m	拡幅
		区画道路2号	6m	約31m	拡幅
	公共空地	名称	幅員	延長	備考
		歩行者デッキ	3～5m	約50m	新設
地区 整備 計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 住宅 2. 共同住宅 3. 神社、寺院、教会 4. 診療所 5. 店舗又は事務所 6. 住宅で上記4及び5の用途を兼ねるもの 7. ホテル、旅館又は集会所 8. 自動車駐車場 9. 作業場の床面積の合計150㎡以下の工場 10. 前各号の建築物に付属するもの 11. 市長が公益上必要な建物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの			
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれにかわる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。			
	建築物等の形態若しくは意匠の制限	1. 建築物の外壁、屋根等の色彩は、周辺の環境との調和に配慮し、落ち着いた色合いとする。 2. 屋外広告物は美観、風致を十分に配慮した色彩、形態及び装飾を用いるものとする。ただし、屋上には設置しないものとする。			
土地 の 利用 に 関 する 事 項	樹林地、草地等の保全に関する事項	敷地内の緑化を推進し、快適な市街地環境の形成につとめる。			

「区域及び地区施設の配置等は計画図表示のとおり」

〔理由〕 町田市中心市街地の一翼を担う原町田一丁目地区で土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、良好な住環境と活力ある市街地の形成を図るため、地区計画を決定する。